

司法試験予備試験の概要

目的	○ 法科大学院過程の修了者と同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的とする。
受験資格	○ 受験資格の制限なし
開始時期	○ 平成23年から行われる。 ○ 具体的な日程については、司法試験委員会において決定
実施方法	○ 短答式(択一式を含む)試験、論文式試験、口述試験の方法により段階的に実施
試験科目等	短答式試験 ○ 試験科目は、8科目 憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法及び一般教養科目
	論文式試験 ○ 短答式試験の合格者のみ受験できる。 ○ 試験科目は、9科目 憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、一般教養科目及び法律実務基礎科目(法律に関する実務の基礎的素養についての科目(実務の経験により修得されるものを含む。))
	口述試験 ○ 論文式試験の合格者のみ受験できる。 ○ 試験科目は、法律実務基礎科目のみ。
合格者	○ 新司法試験の受験資格を得る

(注) 法務省の資料を基に総務省行政評価局が作成した。